

第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略策定支援業務受託候補者選定基準

1 趣旨

この基準は、第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略策定支援業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための基準を定める。

2 選定委員会による選定

第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略策定支援業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、この基準に基づき受託候補者の選定を行う。

3 対象者

第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略策定支援業務受託候補者募集要項に定める参加資格要件を満たす者であって、企画提案書を提出し、プレゼンテーションを行ったものを対象とする。

4 選定方法

選定委員会は、前項に定める対象者の提案書及びプレゼンテーションの内容について、次に掲げる方法により選定を行うものとする。

(1) 別表に掲げる要素ごとに同表に定める項目（以下この項において「項目」という。）に応じ次号により算出した得点を委員ごとに集計した点数（この点数に1点未満の端数がある場合にあっては、これを四捨五入した点数）の合計を総合点とする。

(2) 得点は、次のア又はイに掲げる区分に応じ当該ア又はイに定める値とする。

ア 提案見積り以外の要素 項目ごとに別表に掲げる評価基準に基づき次の表の区分で評価し、その評価に応じた採点方法で算出した値

評価	提案の評価状態	採点方法
A	非常に優れている	配点（別表に掲げる配点をいう。以下この項において同じ。）×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2
F	評価の対象外	配点×0

イ 提案見積り 次の算式により算出した値

配点×最も低い見積金額／当該提案者の見積金額

(3) 総合点の最も高い者を受託候補者として選定する。

(4) 前号の場合において、総合点の最も高い者が2者以上であった場合は、提案見積りの得点の最も高い者を受託候補者として選定する。

(5) 前号の場合において、提案見積りの得点の最も高い者が2者以上であった場合は、抽選により受託候補者を選定する。

(6) 前各号にかかわらず、提案者が1者であった場合は、その者を受託候補者とするか否かについて選定委員会で協議を行い、決定する。

別表

要素	項目	評価基準	配点
業務体制	業務体制及び業務履行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を履行するために必要な能力、実績及び専門性を有する人員の配置、指揮命令系統並びに責任体制 ・業務に配置された人員が欠けることとなった場合の対応方法 ・鈴鹿市上下水道局との連絡体制その他意思疎通の方法 ・業務履行計画の実行可能性及び効率性 	15
業務に関する企画提案	現行の鈴鹿市上下水道事業経営戦略の検証に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の鈴鹿市上下水道事業経営戦略の検証方法 ・近隣市町又は類似団体との比較方法 	5
	第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略の策定に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・財政計画の策定に係る支援 ・投資計画に係るアドバイザー業務（財政計画との整合の回り方その他支援の内容） ・投資・財政計画その他必要な検討を踏まえた経営目標の検討及び設定に係る支援 ・経営課題の整理及び分析並びに経営改善に向けた提案 	20

		・第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略の取りまとめに係る支援	
	水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の水準の妥当性の検証及び改定の実施に係る支援	・水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の水準の妥当性の検証方法 ・水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料を改定する場合の支援	20
	審議会及び議会への対応等に係る支援	第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略の策定並びに水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の改定の過程における必要な審議会及び議会への対応等に係る支援	15
	その他業務提案	その他業務提案	5
提案見積り	提案見積書及び見積内訳書	最も低い見積金額に対する当該提案者の見積金額の比率	20